

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 石井 純 二

企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

本所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行い、2025年4月1日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第81号）において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に関して、臨時報告書の提出が求められること、また、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第83号）において、上場会社等の業務執行決定機関による株式報酬としての株式発行、自己株式処分又は新株予約権発行（以下「株式発行等」という。）に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準が改正されることに伴い、適時開示事由の追加を行うなど所要の上場制度の整備を行うものです。

I. 改正概要

1. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に係る適時開示事由の追加等

- ・ 以下の場合に適時開示を求めることとします。

① 上場会社又は上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、以下のa又はbに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合

a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行（既に締結している金銭消費貸借契約又は発行している社債に、新たに財務上の特約を付す場合を含みます。）

b 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は

・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第2条第1項第1号a k及びa l、同規則取扱い1.(1)m及びn等

金銭消費貸借契約若しくは社債の財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除きます。）

- ② 上場会社又は上場会社の子会社等において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について財務上の特約に定める事由が発生した場合

2. 株式報酬としての株式発行等に係る軽微基準の改正

- ・ 株式報酬としての株式発行等の決定に係る適時開示上の軽微基準を、以下のいずれかに該当することとします。

- ① 希薄化率が1%未満と見込まれること
- ② 価額（時価）の総額が1億円未満と見込まれること

3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

・ 適時開示規則第2条第1項第2号rの2、同規則取扱い1.(2)k等

・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1.(1)aの(a)

II. 施行日

- ・ 2025年4月1日より施行します。
- ・ 1. ①b及び②に関して、2024年4月1日より前に締結された金銭消費貸借契約については、2026年3月31日まで適用しないことができます。

以 上

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a j (略)</p> <p><u>a k 財務上の特約（開示府令第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約をいう。以下同じ。）が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結するものを除く。以下この項において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行するものを除く。以下この項において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）</u></p> <p><u>a l 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</u></p> <p><u>a m a から前 a l までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a j (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>a k a から前 a j までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p>

a～r (略)

rの2 財務上の特約が付された金銭消費
貸借契約に係る財務上の特約に定める事
由の発生

rの3 (略)

s～w (略)

(3)～(7) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～q (略)

r 財務上の特約が付された金銭消費貸借
契約（当該上場会社又は他の連結子会社と
の間で締結するものを除く。以下この項に
おいて同じ。）の締結（既に締結している
金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約
が付された場合を含む。）又は財務上の特
約が付された社債（当該上場会社又は他の
連結子会社に対して発行するものを除く。
以下この項において同じ。）の発行（既に
発行している社債に新たに財務上の特約
が付された場合を含む。）

s 財務上の特約が付された金銭消費貸借

a～r (略)

(新設)

rの2 (略)

s～w (略)

(3)～(7) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～q (略)

(新設)

(新設)

契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

t a から前 s までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a ～ k (略)

1 社債に係る期限の利益の喪失

m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

n a から前 m までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) の 2 (略)

3 ～ 1 4 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 1 項第 1 号 a 1、同項第 2 号 r の 2、第 2 条第 2 項第 1 号 s 及び同項第 2 号 m の規定は、令和 6 年 4 月 1 日より前に締結された金銭消費貸借契約については、この改正規定施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、適用しないことができる。

r a から前 q までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a ～ k (略)

(新設)

(新設)

1 a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) の 2 (略)

3 ～ 1 4 (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</p> <p>第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</p> <p>(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a (第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、fの2からhまで、jからnまで、rからtまで又はa i から <u>a m</u> に掲げる事項 (支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)</p> <p>(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第2項第1号aからdまで、fからjまで、m又は <u>r</u> から t までに掲げる事項 (支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</p> <p>第10条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</p> <p>(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a (第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、fの2からhまで、jからnまで、rからtまで又はa i から <u>a k</u> に掲げる事項 (支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)</p> <p>(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第2項第1号aからdまで、fからjまで、m又は <u>r</u> に掲げる事項 (支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。) のいずれかを行うことについての決定をする場合 (同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>n</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>n</u>までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a <u>第1号aに掲げる事項</u></p> <p><u>次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(a) 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、次の(b)に規定する場合、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。</u></p> <p><u>(b) 当該上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（以下この(b)において「株式等」という。）を割り当てる場合においては、</u></p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>1</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>1</u>までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a <u>第1号aに掲げる事項</u></p> <p><u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。</u></p>

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等の割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の1未満であると見込まれること。

ロ 当該株式等の割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれること。

b・c (略)

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日にお

b・c (略)

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日にお

ける連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2.(1)において同じ。）とのいずれか少ない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) (略)

ロ (略)

(b) 業務上の提携の解消を行う場合に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日に

ける連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2.(1)において同じ。）とのいずれか少ない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) (略)

ロ (略)

(b) 業務上の提携の解消を行う場合に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日に

における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であること。

(ロ) (略)

ロ (略)

e～l (略)

m 第1号 a k に掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

n 第1号 a l に掲げる事項

(a) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日にお

における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(ロ) (略)

ロ (略)

e～l (略)

(新設)

(新設)

る連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

(1) の2 (略)

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～i (略)

j 第2号rに掲げる事実

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 当該社債が上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に該当しないこと。

k 第2号rの2に掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

(2) の2・(2) の3

(3) 第3号の2に規定する本所が定めるところにより作成する四半期財務諸表等は、別添「四半期財務諸表等の作成基準」に準拠して作成するものとする。

(3) の2～(5) (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、

(1) の2 (略)

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a～i (略)

(新設)

(新設)

(2) の2・(2) の3

(3) 第3号の2に規定する本所が定めるところにより作成する四半期財務諸表等は、別添「四半期財務諸表等作成基準」に準拠して作成するものとする。

(3) の2～(5) (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、

は、次の a から o までに掲げる区分に応じ当該 a から o までに定めることとする。

a ~ m (略)

n 第 1 号 r に掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

o 第 1 号 s に掲げる事項

(a) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(b) 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

ロ 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

(2) 第 2 項に規定する本所が定める基準のうち同項第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の a から j までに掲げる区分に応じ当該 a から j までに定めることとする。

a ~ h (略)

i 第 2 号 1 に掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結

次の a から m までに掲げる区分に応じ当該 a から m までに定めることとする。

a ~ m (略)

(新設)

(新設)

(2) 第 2 項に規定する本所が定める基準のうち同項第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の a から h までに掲げる区分に応じ当該 a から h までに定めることとする。

a ~ h (略)

(新設)

会計年度の末日における連結純資産額の
100分の10に相当する額未満である
こと。

j 第2号mに掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の
額が直前連結会計年度の末日における連
結純資産額の100分の10に相当する
額未満であること。

付 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別添 四半期財務諸表等の作成基準
(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) (略)
- (2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える 規定等	読み替えら れる字句	読み替え る字句
(略)		
財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-3	前事業年度 の財務諸表	前会計期 間(前事業 年度又は 前四半期 会計期間

(新設)

別添 四半期財務諸表等の作成基準
(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) (略)
- (2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える 規定等	読み替えら れる字句	読み替え る字句
(略)		
財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-3	前事業年度	前会計期 間(前事業 年度又は 前四半期 会計期間

		をいう。)の財務諸表
	前事業年度の注記	前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。)の注記
	(略)	(略)
	事業年度の末日までの期間に対応した内容	当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容
(略)		

(3)・(4) (略)

2 (略)

		をいう。)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	事業年度の末日までの期間に対応した内容	[当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容
(略)		

(3)・(4) (略)

2 (略)